

令和元年12月
長崎県警察

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の一部改正に係る審査基準等の一部改正に伴う結果の公示について

1 規則等の題名

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る審査基準及び処分基準

2 意見公募手続きを実施しなかった旨及び理由

今回の審査基準等の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）等の施行に伴い、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則について、当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続きを実施することを要しない軽微な変更であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続きを実施しませんでした。

3 制定日

令和元年12月14日